

建設工事設計変更ガイドライン

平成28年2月

佐賀県県土づくり本部

目 次

第1章	策定の背景	
1-1	策定の背景	1
1-2	策定の目的	1
第2章	受発注者の留意事項	
2-1	発注者の留意事項	2
2-2	受注者の留意事項	2
第3章	設計変更	
3-1	設計変更の基本事項	3
3-2	設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	5
3-3	施工方法等における指定と任意の正しい運用	13
3-4	設計変更の責任者	14
第4章	工期・請負代金額の変更	16
第5章	その他	17

第1章 策定の背景

1-1 策定の背景

建設工事は、

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。
- 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

- ※ 建築工事における設計図書とは、仕様書、図面、質問回答書及び現場説明書をいう。
また、建築工事以外における設計図書とは、仕様書、図面、質問回答書及び数量総括表をいう。

1-2 策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化。
- 設計図書の変更手続きの円滑化。
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質確保。

第2章 受発注者の留意事項

2-1 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。(佐賀県建設工事請負契約約款〔以下「約款」〕第18条第2項及び3項)

また、本県では工事監督におけるワンデーレスポンスを実施しており、この中で「受注者からの協議等に対する回答は、原則24時間(県の祝祭日を除く)以内のうちに受注者に回答する。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ回答期限を設けるなど、何らかの回答を『その日のうち』に行う。」(工事監督におけるワンデーレスポンスの実施要領：平成20年3月13日)とされている。

- 設計意図・条件等の情報共有及び工事の施工に当たって発生する技術的諸問題の対応を検討する必要があると認められる工事については、三者調整会(三者調整会実施要領：平成26年3月26日)を活用し、工事の品質確保と円滑な工程管理を図ること。
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行うこと。
(約款第1条第5項)
- 工事の一時中止の必要が生じた場合、受注者の負担軽減のため速やかに一時中止の指示を行うこと。(工事の一時中止期間は専任の主任技術者又は監理技術者は専任の必要なし)
- 設計変更後の契約金額や工期は受注者と協議の上決定する。(約款第23条、24条)

2-2 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

- 工事の着手にあたって、設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに監督員に通知する。(土木工事等共通仕様書1-3、公共建築工事標準仕様書(H25)1.1.8、約款第18条第1項)
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。(独自の判断で施工しない)

第3章 設計変更

3-1 設計変更の基本事項

(1) 定義

- 設計図書の変更（設計変更）とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、施工に際し発注者が受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。
- 契約変更とは、設計変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。（例外として、物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もある。）

(2) 基本原則

- 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- 一式工事については、受注者に図面、仕様書及び現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、行うものとする。ただし、工事打合せ簿による協議（指示）の手続きを経ている場合は、現場条件等の不確定要素がなくなったときなどに行うことができる。
- 変更累計金額が当初請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難で、一体施工の必要性があるものを除き、設計変更で対応することなく、原則として別途の契約とすること。

(3) 設計変更を行う場合

約款では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（3-2-1）	約款第18条第1項第1号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（3-2-2）	約款第18条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合（3-2-3）	約款第18条第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（3-2-4）	約款第18条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合（3-2-5）	約款第18条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合（3-2-6）	約款第19条
7 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合（3-2-7）	・約款第20条第1項 ・土木工事等共通仕様書1-16 ・公共建築工事標準仕様書(H25)1.1.9
8 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（3-2-8）	・約款第18条 ・土木工事等共通仕様書1-3

上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品（約款第15条）、設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（約款第17条）、乙の請求による工期の延長（約款第21条）、甲の請求による工期の短縮等（約款第22条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

(4) 設計変更が難しい場合

下記のような場合は、原則として設計変更できない。但し、約款第26条（臨機の措置）による場合は、この限りではない。

〔設計変更が難しい具体的な事例〕

- ① 設計図書に条件表示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

- ③ 「承諾」で施工した場合。

承諾とは、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意すること
をいう。指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について
書面をもって示し、実施させることをいう。承諾は、指示と違う行為である。

- ④ 工事請負契約書・土木工事等共通仕様書（又は公共建築工事標準仕様書）に定められている所定の手続きを経していない場合。（約款第 18 条～24 条、土木工事等共通仕様書 1-16～1-18（又は公共建築工事標準仕様書(H25) 1.1.9～1.1.10)）
- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ）の場合。

（5）設計変更が可能な場合

発注者（監督員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、原則として設計変更できる。

〔設計変更が可能な具体的な事例〕

- ① 仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
- ② 受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合。
- ③ 所定の手続き（協議等）を行い、発注者の「指示」によるもの。
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

〔設計変更・変更指示に当たっての留意事項〕

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」に当たる。
- ② 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）

3-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

工事を実施して行く中で、3-1（3）に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

3-2-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 1 号）

（1）具体例

- ① 図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない。
- ② 図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない。

③ 図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。

※ 建築工事において、工事数量総括表は設計図書に含まない。

（２）設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者（監督員）と受注者が行う手続きを、図 1 に示す。

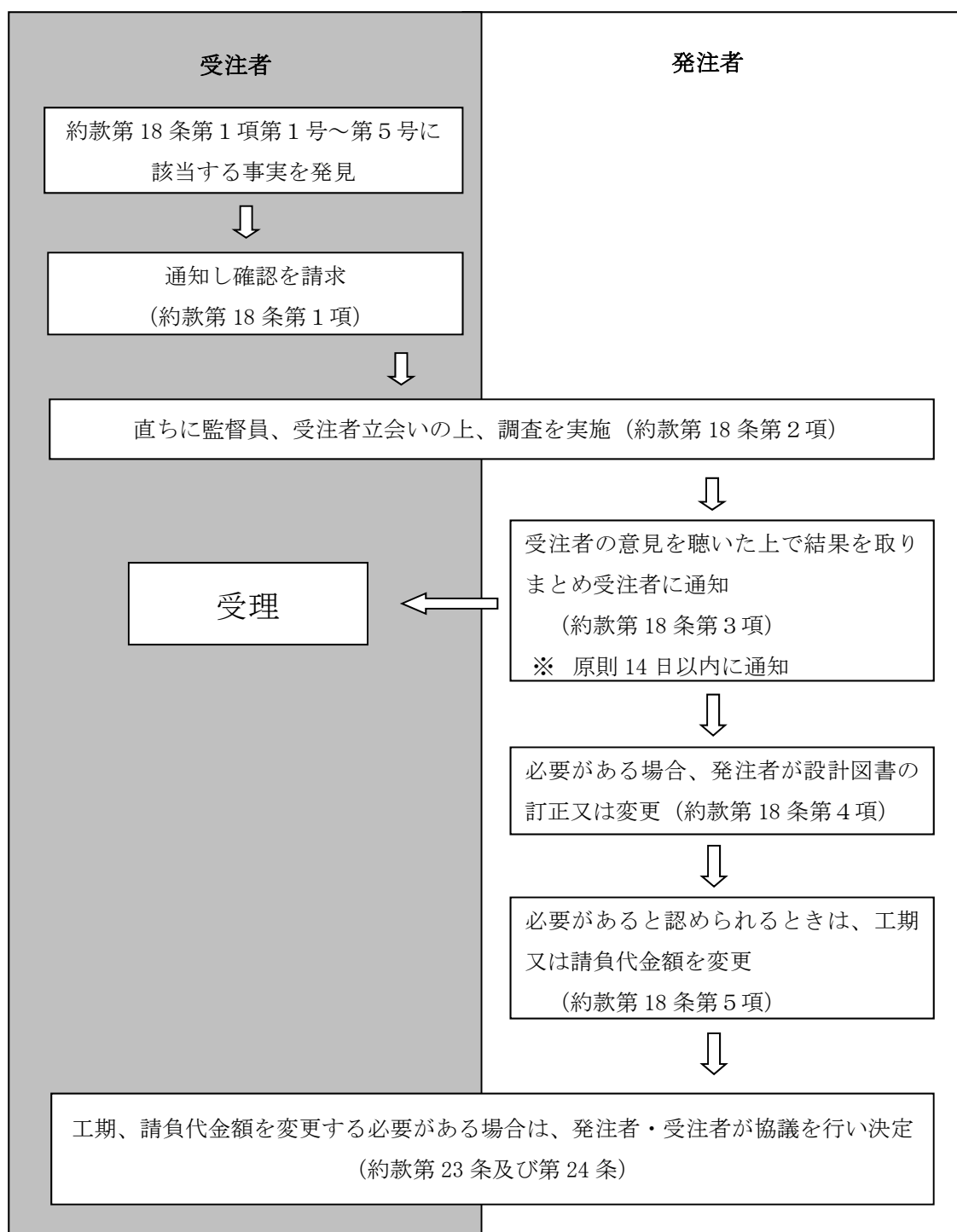


図 1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（3-2-1～3-2-5 共通）

3-2-2 設計図書に誤り又は記入漏れがある場合（約款第18条第1項第2号）

（1）具体例

- ① 同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なっている。
- ② 設計図書に示されている矢板の打設方法では、明示されている土質で施工できない。
- ③ 条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ④ 条件明示をする必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ⑤ 条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導員についての一切の条件明示がない。
- ⑥ 条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない。

（2）設計変更を行うまでの手続き

3-2-1（2）図1と同様。

3-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

（1）具体例

- ① 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ③ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。

（2）設計変更を行うまでの手続き

3-2-1（2）図1と同様。

3-2-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）

（1）具体例

- ① 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。
- ② 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- ③ 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- ④ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない。
- ⑤ 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- ⑥ 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- ⑦ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
- ⑧ 設計図書に明示された想定支持地盤深さが工事現場と一致しない。
- ⑨ 改修工事等において、覆い隠された部分の状況が、設計図書に明示された現地条件と一致しない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

3-2-1 (2) 図1と同様。

3-2-5 予期することのできない特別な状況が生じた場合(約款第18条第1項第5号)

(1) 具体例

- ① 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- ② 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった。
- ③ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

3-2-1 (2) 図1と同様。

3-2-6 発注者が必要と認め、変更する場合(約款第19条)

(1) 具体例

- ① 地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する。
- ② 地元調整の結果、施工時間又は施工日を変更する。
- ③ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- ④ 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更又は工種の追加をする。
- ⑤ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ⑥ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものは除く。)を必要と判断し、追加する。
- ⑦ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ⑧ 使用材料を変更する。
- ⑨ 隣接工事との調整で、交通誘導員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

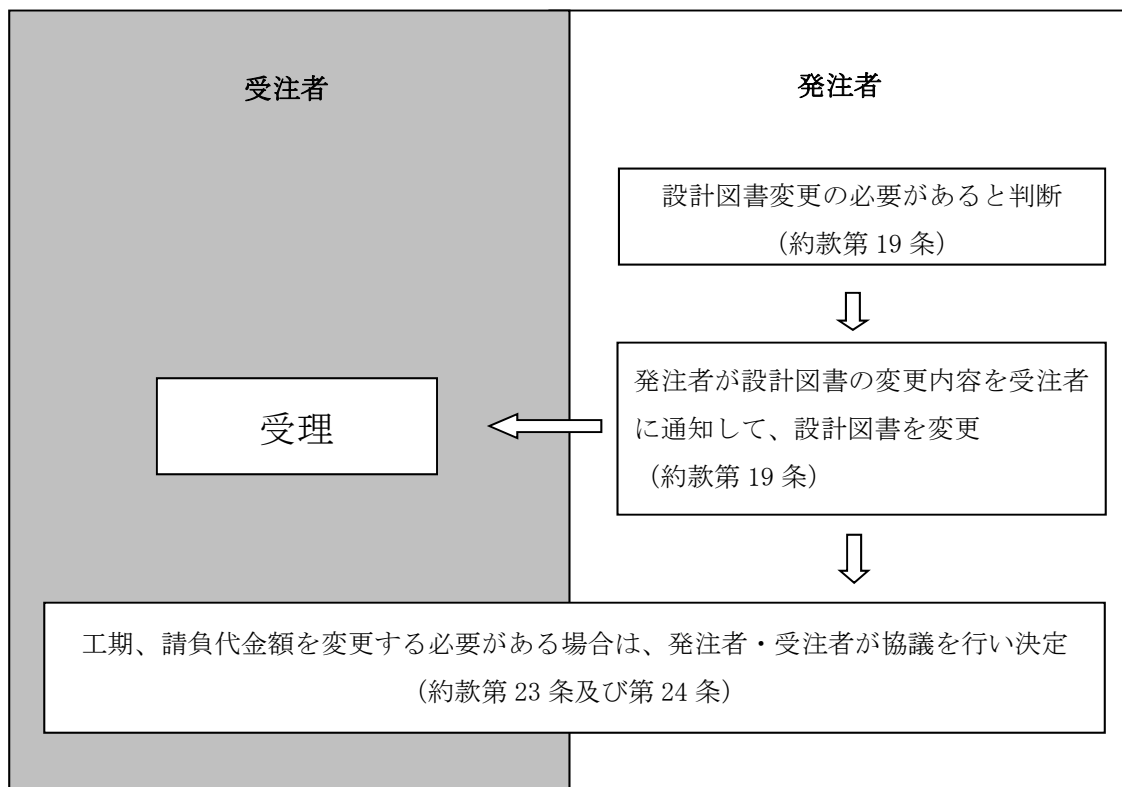


図2 発注者が必要と認め設計変更を行う場合の手続き

3-2-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条第1項及び土木工事等共通仕様書1-16（又は公共建築工事標準仕様書(H25)1.1.9））

受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、約款第20条により、発注者は工事を一時中止させなければならない。

設計変更を行うまでの手続き

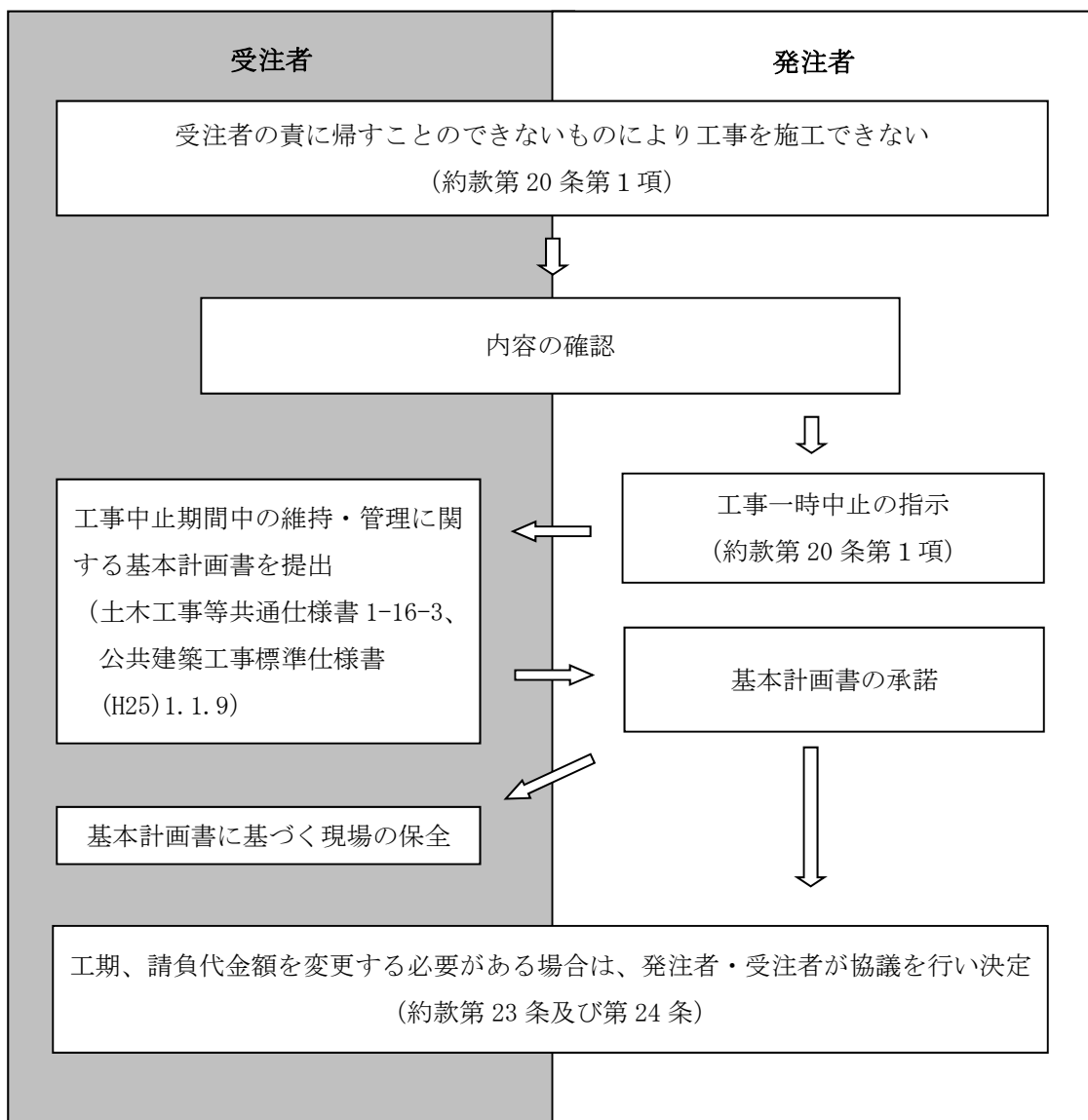


図3 工事を一時中止する場合の手続き

3-2-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (約款第18条第1項第1号～5号及び土木工事等共通仕様書1-3)

発注者の指示により、受注者が行うべき設計図書の照査を超える業務については、設計変更の対象とする。

(1) 具体例

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ③ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ④ 構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の構造計算書の計算結果が、設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑥ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑦ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑧ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑨ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- ⑩ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事等共通仕様書20-19切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。)

※ 受注者は施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、発注者にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

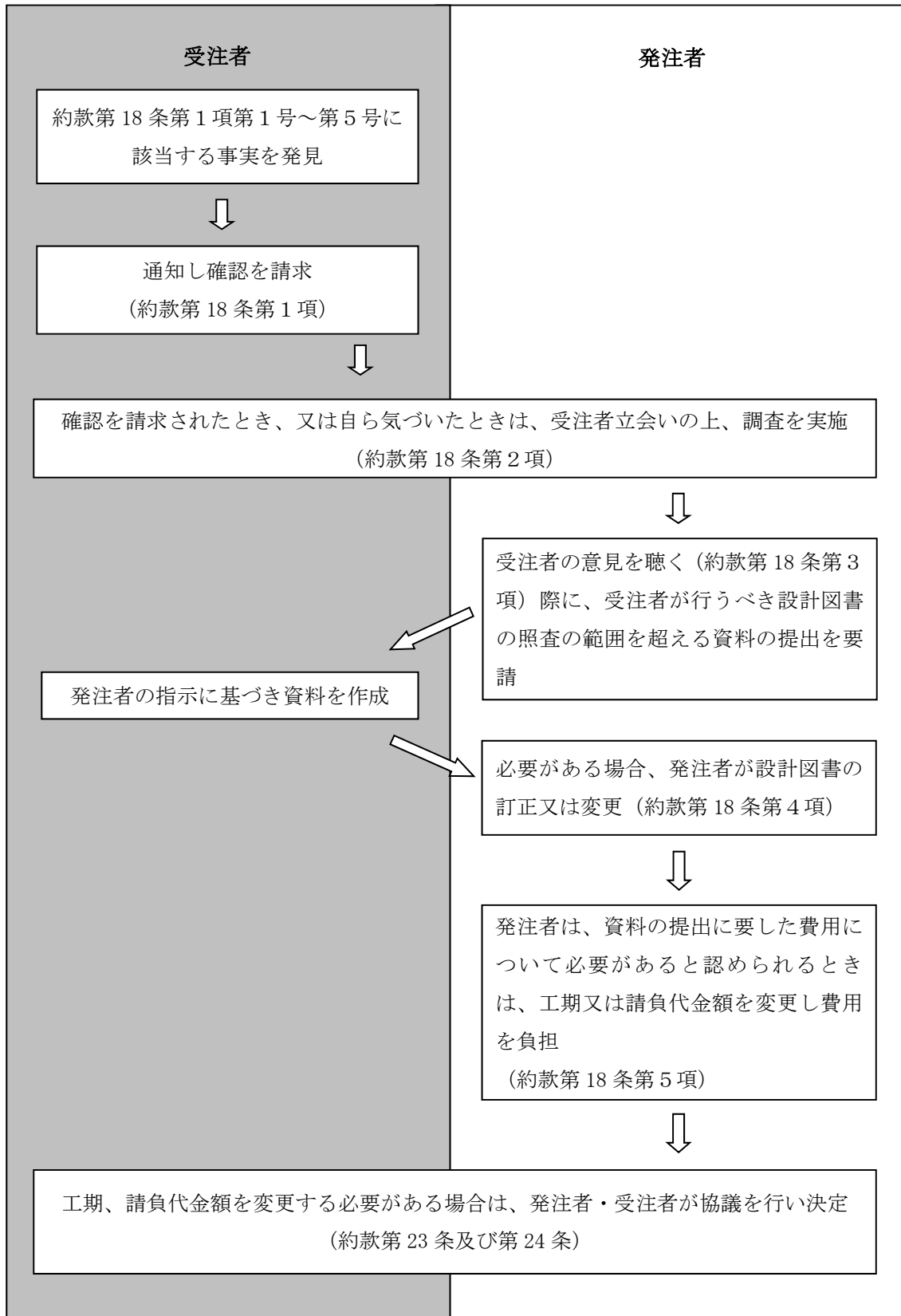


図 4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き

3-3 施工方法等における指定と任意の正しい運用

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。（約款第1条第3項）

- 発注にあたっては、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。
- 「指定」とは、工事目的物を完成するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならない。
- 「任意」とは、工事目的物を完成するにあたり、受注者の責任において施工方法等を自由に選択できる。

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しない (契約条件ではないが、参考図として明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある)
施工方法等に変更がある場合の手続き	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等に変更がある場合の設計変更	発注者の指示の場合は、設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※ 任意において当初契約時の地形条件と現地の地形が異なる等により、発注者の当初契約時の施工方法等を変えざるをえない場合は変更を行うことができる。

[任意における対応の不適切な事例]

- ① ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ② 標準歩掛ではバック杓で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ③ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

3-4 設計変更の責任者

設計図書の訂正・変更は、「約款第 18 条第 4 項」の規定のとおり、発注者が行わなければならない。これとは別に、設計成果の瑕疵担保による設計図書の訂正・変更についても、責任者を明確にしておく必要がある。

3-4-1 発注者の責による訂正・変更

(1) 条件変更に伴う場合

「約款第 18 条第 1 項（条件変更等）」に該当する変更の場合、受注者から提出される確認資料を活用して、発注者が作成することが基本である。

なお、受注者から提出される確認資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等である。

表 3 発注者の責による訂正・変更（条件変更に伴う場合）

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する	【施工前、施工途中】 ・確認資料を作成する
変更数量計算書	【施工前】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する 【施工途中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成する

(2) 新たな構造計算等が必要となった場合

新たな構造計算、線形等の設計が必要となった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注又は自ら変更図面等を作成する。受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果等の資料を発注者に提出する。

表 4 発注者の責による訂正・変更（新たな構造計算が必要となった場合）

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	・コンサルタント等へ業務を発注・作成 ・自ら作成	・必要に応じて土質資料、試験結果等を提出する
変更数量計算書	・コンサルタント等へ業務を発注・作成 ・自ら作成	—

※ 施工前、施工途中共通

(3) 瑕疵担保期限を過ぎている場合

コンサルタント等の責による場合で、引渡しを受けた日から3年（重大な瑕疵の場合10年）を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

※ 建築工事にあつては、瑕疵担保期限が、成果物の引渡しを受けた日から工事完成後2年までであるため適用しない。

3-4-2 コンサルタント等の責による訂正・変更

設計成果物に「瑕疵」がある場合、「土木設計業務等委託契約書第40条（瑕疵担保）」（又は「建築設計業務委託契約書第39条（かしに対する乙の責任）」）に示すとおり、設計、測量、調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、発注者はコンサルタント等へ、その「瑕疵」の修補を請求することができる。

表5 コンサルタント等の責による訂正・変更

	コンサルタント及び発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	<ul style="list-style-type: none">・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが図面等の修補を行う・発注者はコンサルタントの修補図面を変更図面とする	<ul style="list-style-type: none">・確認資料を作成する
変更数量計算書	<ul style="list-style-type: none">・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが数量計算書の修補を行う・発注者はコンサルタントの修補数量計算書を変更数量計算書とする	—

※ 施工前、施工途中共通

第4章 工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、「約款第23条、24条」に基づき工期・請負代金額の変更又は損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者が協議して定める。

○ 工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合「土木工事等共通仕様書1-18」（又は公共建築工事標準仕様書(H25)1.1.10）より受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、発注者と受注者で協議を行い工期の変更を定める。

○ 請負代金額の変更について

変更累計金額が当初請負代金額の30%を超える場合において、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

第5章 その他

参考資料

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2
官房長から各地方建設局長あて

(目的)

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 設計変更 工事請負標準契約書第15条及び第16条(編注：現行の工事請負契約書では第18条及び第19条に当たる。)の規定により図面又は仕様書(土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。)を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。
 - 二 単価、工事量又は一式工事費の変更 設計変更に伴い、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したために単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事(以下「一式工事」という。)のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。
 - 三 新工種 設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等(営繕工事(事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。))にあつては、科目、細目等を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

(契約変更の範囲)

- 3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

(注) 工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模に応じ適正に定めるものとする。
- 4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。
- 5 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(土木工事に係る設計変更の手続き)

- 6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行うものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行うことができるものとする。
- 7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受けるものとする。
 - 一 変更見込金額が請負代金額の10%又は1,000万円をこえるもの
 - 二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの(編注:「10%」は「20% (概算数量発注に係るものについては25%)」に、「1,000万円」は「4,000万円」に変更されている。)

(営繕工事に係る設計変更の手続き)

- 8 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行うものとする。

(設計変更に伴う契約変更の手続)

- 9 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の10%をこえるもの
- (編注:「10%」は「20% (概算数量発注に係るものについては25%)」に変更されている。)

(部分払)

- 10 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更がされるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

- 11 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条件を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

(この取扱いの実施時期)

- 12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事の請負契約を締結するものから実施するものとする。

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について

平成 10 年 6 月 30 日 建設省厚契発第 30 号、建設省技調発第 145 号

建設大臣官房地方厚生課長 各地方建設局総務部長
建設大臣官房技術調査室長から各地方建設局企画部長あて

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和 44 年 3 月 31 日付け建設省東地厚発第 31 号又は第 31 号の 2 により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

記

「変更見込金額が請負代金額の 30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

建築工事での参考資料

建築工事において、本ガイドラインに記載のない部分については、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成 26 年 3 月 国土交通省大臣官房営繕部）を参考とする。